

# 令和9・10年度適用 秋田県建設工事入札参加資格審査について

令和8年2月

秋田県建設部建設政策課

# 1. 主な変更点

- 発注者別評価事項の変更
  - (1) 賃金水準の引き上げに関する評価方法等の変更
  - (2) 建設キャリアアップシステム（CCUS）導入に関する加点の廃止

# 2. 申請書類作成のポイント

- (1) 申請書について
- (2) 技術職員名簿について
- (3) 入札参加資格審査申請書【別表】について

# 3. 次期定期年審査（令和11・12年度適用）における格付要件の改定について

令和9・10年度適用秋田県建設工事入札参加資格審査について

# 1. 主な変更点

○発注者別評価事項の変更

(1) 賃金水準の引き上げに関する評価方法等の変更

(2) 建設キャリアアップシステム（CCUS）導入に関する加点の廃止

## ○発注者別評価事項の変更

### (1) 賃金水準の引き上げに関する評価方法等の変更 ～加点基準の引き下げ～

令和7・8年度適用		令和9・10年度適用	
事項	係数等	事項	係数等
5 社会的要請への対応の状況		5 社会的要請への対応の状況	
賃金水準を引き上げた者		賃金水準を引き上げた者	
令和4年と5年、又は令和5年と6年の一人当たり給与等支払額を比較した増加率	1.5%以上の場合 +2% 3.0%以上の場合 +3%	令和6年と7年、又は令和7年と8年の一人当たり給与等支払額を比較した増加率	0.75%以上の場合 +2% 3.0%以上の場合 +3%
令和6年の一人当たり給与等支払額	全国平均超の場合 +3%	令和8年の一人当たり給与等支払額	全国平均超の場合 +3%

前年と比較した場合の増加率が0.75%以上となっている場合から加点対象

## ○発注者別評価事項の変更

### (1) 賃金水準の引き上げに関する評価方法等の変更 ～評価ケースの拡大～

次のいずれか一つのケースにより評価する。

- ① 一人当たり俸給・給与・賞与等支払額を比較 (従来どおり)
- ② 継続雇用している正社員への支給額を比較 (追加)
- ③ 時間外手当や賞与等を除いて比較 (追加)
- ④ 継続雇用している正社員の基本給の定期昇給等を比較 (追加)

# ○発注者別評価事項の変更

## (1) 賃金水準の引き上げに関する評価方法等の変更 ～評価ケースの拡大～

【対象者及び対象賃金】

対象者 対象賃金		継続雇用社員			比較する2年間で 連続雇用していない社員		その他雇用形態 (一時的雇用等)	
		役員	正社員	休職者等	退職者	新規採用者	再雇用	パート、 アルバイト
所定内給与	基本給	③	④					
	各種手当 (住宅、家族手 当等)							
時間外手当								
賞与等		①	②					

一人当たり俸給・給与・賞与等支払額を比較

継続雇用している正社員への支給額を比較

時間外手当や賞与等を除いて比較

継続雇用している正社員の基本給の定期昇給等を比較

## ○発注者別評価事項の変更

### (1) 賃金水準の引き上げに関する評価方法等の変更 ～評価ケースの拡大～

#### 【提出書類】

#### ①で申請する場合

- ・ 建設工事入札参加資格審査申請書 【別表】
- ・ 比較対象年（2年分）の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

#### ②～④で申請する場合

- ・ 建設工事入札参加資格審査申請書 【別表】
- ・ 比較対象年（2年分）の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
- ・ (別記様式) 賃金引き上げに係る実績確認書類

# ○発注者別評価事項の変更

## (1) 賃金水準の引き上げに関する評価方法等の変更 ～評価ケースの拡大～

税理士、公認会計士  
又は社会保険労務士  
のいずれか第三者が  
作成すること。

(別記様式)

賃金引き上げに係る実績確認書類

(所見)

令和 年 月 日  
(住所を記載)  
(商号又は名称を記載)  
(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 印

【評価ケース】

- ②継続雇用している正社員への支給額で評価する場合
- ③時間外手当や賞与等を除いて評価する場合
- ④継続雇用している正社員の基本給の定期昇給等で評価する場合

(単位：円)

		令和X年 (前年)	令和X+1年 (当該年)	該当評価 ケース
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の支払金額				—
控除可能な 給与総額	期間内の役員に支給した給与総額			②、④の組合入力
	期間内の休職者に支給した給与総額			②、④の組合入力
	期間内の退職者に支給した給与総額			②、④の組合入力
	期間内の新規採用者に支給した給与総額			②、④の組合入力
	外注や派遣社員等の一時的な雇入れによる労務費の総額			②、④の組合入力
	一時金、賞与又は超過勤務手当等の総額			③の組合入力
	期間内の正社員に支給した基本給以外の給与総額			④の組合入力
賃上げ評価対象給与総額 (円)				
評価対象社員数 (人)				①④の組合入力
一人当たり平均受給額 (円/人)				
給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率(%)				

令和9・10年度適用秋田県建設工事入札参加資格審査について

# 1. 主な変更点

○発注者別評価事項の変更

(1) 賃金水準の引き上げに関する評価方法等の変更

(2) 建設キャリアアップシステム（CCUS）導入に関する加点の廃止

# ○発注者別評価事項の変更

## (2) 建設キャリアアップシステム (CCUS) 導入に関する加点の廃止

令和7・8年度適用		令和9・10年度適用	
事項	係数等	事項	係数等
7 人材の確保・育成の状況		7 人材の確保・育成の状況	
①～③ 略	略	①～③ 略	略
④建設キャリアアップシステム (CCUS)の事業者登録をしている者	+10点	廃止	廃止

令和8年2月1日以降に公告する秋田県建設部発注工事において、CCUSの現場活用が原則となったため、**加点を廃止**

令和9・10年度適用秋田県建設工事入札参加資格審査について

## 2. 申請書類作成のポイント

- (1) 申請書について
- (2) 技術職員名簿について
- (3) 入札参加資格審査申請書【別表】について

# (1) 申請書について (最高元請負額)

手引 p.94

## 建設工事入札参加資格審査申請書

秋田県で行われる建設工事に係る入札に参加する資格の審査を申請します。

令和 8 年 5 月 10 日

秋田県知事

鈴木 健太

完成工事高 計算基準の区分	2	[ 1:2年平均 2:3年平均 ]	総合評定値の請求
------------------	---	-------------------	----------

工種名	申請	前々期分	前期分	基準決算期分	
		自 5 年 4 月 至 6 年 3 月	自 6 年 4 月 至 7 年 3 月	自 7 年 4 月 至 8 年 3 月	
一般土木	○	87,910	106,500	100,937	
法面	○	17,690	18,500	20,753	
建築一式					03
電気					04
給排水暖冷房					05
鋼構造物					06
舗装	○	28,380	20,500	87,250	07
一般塗装					08
路面標示					09
機械器具設置					10
電気通信					11
造園					12
さく井					
水道施設					
解体	○	29,194	6,878	7,700	14,595
その他	△	39,350	24,900	44,000	36,094
合計		202,524	177,278	260,882	99

・ 審査基準日以前 **24ヶ月間** の最高元請負額 (税抜) を記載すること。

・ 面談時に **契約書** のほか、代金の受領が確認できる **通帳、領収書** を持参すること。

最高元請負額	一般土木	28,700 千円
	建築一式	千円
	舗装	9,150 千円
自己資本額	9,152 千円	

※最高元請負額は、審査基準日以前24ヶ月間の範囲内で税抜きの数値を記載すること。

工事進行基準を採用している未成工事や、解体工事は対象外のため注意！(手引p.98)

# (1) 申請書について (技術職員の人数)

手引 p.98

技術職員に係る資格の種類ごとに、審査基準日現在の人数を記入すること。

**建設工事入札参加資格審査申請書**

秋田県で行われる建設工事に係る入札に参加する資格の審査を申請します。

令和 8 年 5 月 10 日  
秋田県知事 鈴木 健太

完成工事高  
計算基準の区分 2 [1:2年平均 2:3年平均] 総合評定値の請求 あり なし

工種名	申請	前々期分	前期分	基準決算期分	コード	年間平均 完成工事高 (千円)
		自 5 年 4 月 至 6 年 3 月	自 6 年 4 月 至 7 年 3 月	自 7 年 4 月 至 8 年 3 月		
一般土木	<input checked="" type="checkbox"/>	87,910	106,500	100,937	01	98,449
法面	<input checked="" type="checkbox"/>	17,690	18,500	20,753	02	18,981
建築一式	<input type="checkbox"/>				03	
電気	<input type="checkbox"/>				04	
給排水暖冷房	<input type="checkbox"/>				05	
鋼構造物	<input type="checkbox"/>				06	
舗装	<input checked="" type="checkbox"/>	28,380	20,500	87,250	07	45,377
一般塗装	<input type="checkbox"/>				08	
路面標示	<input type="checkbox"/>				09	
機械器具設置	<input type="checkbox"/>				10	
電気通信	<input type="checkbox"/>				11	
造園	<input type="checkbox"/>				12	
さく井	<input type="checkbox"/>				13	
水道施設	<input type="checkbox"/>				14	
解体	<input checked="" type="checkbox"/>	29,194	6,878	7,712	15	14,595
その他	<input type="checkbox"/>	39,350	24,900	44,030	00	36,094
合計		202,524	177,278	260,682	99	213,496

最高元請負額	一般土木	28,700 千円
	建築一式	千円
	舗装	9,150 千円

※最高元請負額は、審査基準日以前24ヶ月間の範囲内で税抜き  
の数字を記載すること。

自己資本額 9,152 千円

【社会的要請への対応状況】

障害者雇用人数	2 人
高齢者等雇用人数	1 人
SDGsパートナー登録	あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>
健康経営優良法人認定	あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>

【人材の確保・育成の状況】

男女共同参画	あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> <b>提出予定</b>
若年者等雇用	あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>
4週8休達成状況	あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>

受付番号  許可番号

商号又は名称 秋田県庁建設株式会社

代表者氏名 代表取締役 秋田 一郎

資格の名称	級	種別	コード	技術者 コード	人数	
					うち 解体	
技 術 士			01			
土木施工管理技士	1級		02	113	4	2
	2級	土 木	03	214	3	1
建設機械施工管理技士	1級	鋼構造物塗装	04	215		
	2級	第1種～第6種	06	212	1	
建 築 士	1級		07	137		
	2級		08	238		
建築施工管理技士	1級		09	120		
	2級	建 築	10	221		
技 術 職 員						
新電気工事施工管理技士						
旧電気工事施工管理技士						
管工事施工管理技士						
塗装技能士 (建築塗装・鋼構塗装)						
造園施工管理技士						
舗装施工管理技術者						
のり面施工管理技術者						
解体工事施工技士						

同一系統の資格については、次の方法により記入すること。

取得している資格		記入する資格
1級土木施工管理技士 (113)	1級建設機械施工管理技士 (111)	<b>1級土木施工管理技士</b> (113)
2級土木施工管理技士（土木） (214)	2級建設機械施工管理技士 (212)	<b>2級土木施工管理技士（土木）</b> (214)
1級建築施工管理技士 (120)	1級建築士 (137)	<b>1級建築施工管理技士</b> (120)
2級建築施工管理技士（建築） (221)	2級建築士 (238)	<b>2級建築施工管理技士（建築）</b> (221)
電気主任技術者 (258)	第二種電気工事士 (256)	<b>電気主任技術者</b> (258)
1・2級電気工事施工管理技士 (127・228)	電気工事士 (155・256)	<b>1・2級電気工事施工管理技士</b> (127・228)

# 例

申請工種：一般土木工事、建築一式工事

A氏：1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、2級建築士

B氏：2級建築施工管理技士（建築）、2級建築士

資格の名称	級	種別	コード	技術者コード	人数	
					うち解体	
技 術 士			01			
土 木 施 工 管 理 技 士	1級		02	113		
	2級	土 木	03	214		
		鋼構造物塗装	04	215		
建 設 機 械 施 工 管 理 技 士	1級		05	111		
	2級	第1種～第6種	06	212		
建 築 士	1級		07	137		
	2級		08	238		
建 築 施 工 管 理 技 士	1級		09	120		
	2級	建 築	10	221		
		駆 体	11	222		
		仕 上 げ	12	223		
1級電気工事施工管理技士			13	127、258		

同一系統の資格については、次の方法により記入する。

取得している資格		記入する資格
1級土木施工管理技士	1級建設機械施工管理技士	<b>1級土木施工管理技士</b>
2級土木施工管理技士（土木）	2級建設機械施工管理技士	2級土木施工管理技士（土木）
1級建築施工管理技士	1級建築士	1級建築施工管理技士
2級建築施工管理技士（建築）	2級建築士	2級建築施工管理技士（建築）
電気主任技術者	第二種電気工事士	電気主任技術者
1・2級電気工事施工管理技士	電気工事士	1・2級電気工事施工管理技士

A氏

# 例

申請工種：一般土木工事、建築一式工事

A氏：1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、2級建築士

B氏：2級建築施工管理技士（建築）、2級建築士

資格の名称	級	種別	コード	技術者コード	人数	
					うち解体	
技 術 士			01			
土 木 施 工 管 理 技 士	1級		02	113	1	A氏
	2級	土 木	03	214		
		鋼構造物塗装	04	215		
建 設 機 械 施 工 管 理 技 士	1級		05	111		
	2級	第1種～第6種	06	212		
建 築 士	1級		07	137		
	2級		08	238	1	A氏
建 築 施 工 管 理 技 士	1級		09	120		
	2級	建 築	10	221		
		駆 体	11	222		
		仕 上 げ	12	223		
1級電気工事施工管理技士			13	127、258		

同一系統の資格については、次の方法により記入する。

取得している資格		記入する資格
1級土木施工管理技士	1級建設機械施工管理技士	1級土木施工管理技士
2級土木施工管理技士（土木）	2級建設機械施工管理技士	2級土木施工管理技士（土木）
1級建築施工管理技士	1級建築士	1級建築施工管理技士
2級建築施工管理技士（建築）	2級建築士	2級建築施工管理技士（建築）
電気主任技術者	第二種電気工事士	電気主任技術者
1・2級電気工事施工管理技士	電気工事士	1・2級電気工事施工管理技士

B氏

# 例

申請工種：一般土木工事、建築一式工事

A氏：1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、2級建築士

B氏：2級建築施工管理技士（建築）、2級建築士

資格の名称	級	種別	コード	技術者コード	人数	
					うち解体	
技 術 士			01			
土 木 施 工 管 理 技 士	1級		02	113	1	A氏
	2級	土 木	03	214		
		鋼構造物塗装	04	215		
建設機械施工管理技士	1級		05	111		
	2級	第1種～第6種	06	212		
建 築 士	1級		07	137		A氏
	2級		08	238	1	
建 築 施 工 管 理 技 士	1級		09	120		
	2級	建 築	10	221	1	B氏
		駆 体	11	222		
		仕 上 げ	12	223		
1級電気工事施工管理技士			13	127、258		

同一系統の優先する資格の人数にA氏、B氏を計上しているため、A氏の1級建設機械施工管理技士、B氏の2級建築士の分は人数欄に記入しない。

# 一般塗装を申請する場合

手引 p.107

取得している資格	記入する資格
1 級土木施工管理技士 2 級        〃           (鋼構造物塗装) 1 級建築施工管理技士 2 級        〃           (仕上げ) 1・2 級塗装技能士 (建築塗装) 1・2 級    〃           (鋼橋塗装)	左に掲げる資格のうち、 <b>有資格技術者の保有基準上の上位資格いずれか一つを記入。</b> ※ただし、1 級塗装技能士 (建築・鋼橋) と 2 級土木施工管理技士 (鋼構造物塗装) あるいは 2 級建築施工管理技士 (仕上げ) の両方を保有している場合は、1 級塗装技能士 (建築・鋼橋) を記入。

# 例 1

申請工種：一般塗装工事のみ

A氏：1級土木施工管理技士、2級建築施工管理技士（仕上げ）

B氏：2級建築施工管理技士（仕上げ）、1級塗装技能士（建築塗装）

資格	資格の名称	級	種別	コード	技術者コード	人数	
							うち解体
有資格技士職	技 術 士			01			
	土 木 施 工 管 理 技 士	1級		02	113		
		2級	土 木	03	214		
	鋼構造物塗装		04	215			
	建 設 機 械 施 工 管 理 技 士	1級		05	111		
		2級	第1種～第6種	06	212		
	建 築 士	1級		07	137		
		2級		08	238		
	建 築 施 工 管 理 技 士	1級		09	120		
		2級	建 築	10	221		
			駆 体	11	222		
	1級電気工事施工管理技士 電気主任技術者				13	127、258	
		2級電気工事施工管理技士 電気工事士（1種・2種）			14	228、155、256	
	管 工 事 施 工 管 理 技 士	1級			15	129	
		2級			16	230	
	塗 装 技 能 士 （建築塗装・鋼構塗装）	1級			17	188、189	
		2級			18	288、289	
	路 面 標 示 施 工 技 能 士				19	167	
			1級		20	133	

# 一般塗装を申請する場合

取得している資格	記入する資格
1 級土木施工管理技士	左に掲げる資格のうち、 <b>有資格技術者の保有基準上の上位資格いずれか一つを記入。</b> ※ただし、1 級塗装技能士（建築・鋼橋）と 2 級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）あるいは 2 級建築施工管理技士（仕上げ）の両方を保有している場合は、1 級塗装技能士（建築・鋼橋）を記入。
2 級 // （鋼構造物塗装）	
1 級建築施工管理技士	
2 級 // （仕上げ）	
1・2 級塗装技能士（建築塗装）	
1・2 級 // （鋼橋塗装）	

A 氏

# 例 1

申請工種：一般塗装工事のみ

A氏：1級土木施工管理技士、2級建築施工管理技士（仕上げ）

B氏：2級建築施工管理技士（仕上げ）、1級塗装技能士（建築塗装）

資格	資格の名称	級	種別	コード	技術者コード	人数	
						うち解体	
有資格技職	技術士			01			
	土木施工管理技士	1級		02	113	1	
		2級	土 木	03	214		
			鋼構造物塗装	04	215		
	建設機械施工管理技士	1級		05	111		
		2級	第1種～第6種	06	212		
	建築士	1級		07	137		
		2級		08	238		
	建築施工管理技士	1級		09	120		
		2級	建 築	10	221		
			駆 体	11	222		
	1級電気工事施工管理技士 電気主任技術者			13	127、258		
		2級電気工事施工管理技士 電気工事士（1種・2種）		14	228、155、256		
	管工事施工管理技士	1級		15	129		
		2級		16	230		
	塗装技能士 （建築塗装・鋼構塗装）	1級		17	188、189		
		2級		18	288、289		
	路面標示施工技能士			19	167		
			1級	20	133		

A氏

1

# 一般塗装を申請する場合

取得している資格	記入する資格
1 級土木施工管理技士	左に掲げる資格のうち、 <b>有資格技術者の保有基準上の上位資格いずれか一つを記入。</b> ※ただし、1 級塗装技能士（建築・鋼橋）と 2 級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）あるいは 2 級建築施工管理技士（仕上げ）の両方を保有している場合は、1 級塗装技能士（建築・鋼橋）を記入。
2 級        〃           (鋼構造物塗装)	
1 級建築施工管理技士	
2 級        〃           (仕上げ)	
1・2 級塗装技能士（建築塗装）	
1・2 級    〃           (鋼橋塗装)	

B 氏

# 例 1

申請工種：一般塗装工事のみ

A氏：1級土木施工管理技士、2級建築施工管理技士（仕上げ）

B氏：2級建築施工管理技士（仕上げ）、1級塗装技能士（建築塗装）

資格の名称	級	種別	コード	技術者コード	人数	
					うち解体	
技術士			01			
土木施工管理技士	1級		02	113	1	
	2級	土 木	03	214		
		鋼構造物塗装	04	215		
建設機械施工管理技士	1級		05	111		
	2級	第1種～第6種	06	212		
建築士	1級		07	137		
	2級		08	238		
建築施工管理技士	1級		09	120		
	2級	建 築	10	221		
		駆 体	11	222		
		仕 上 げ	12	223		
1級電気工事施工管理技士 電気主任技術者			13	127、258		
2級電気工事施工管理技士 電気工事士（1種・2種）			14	228、155、256		
管工事施工管理技士	1級		15	129		
	2級		16	230		
塗装技能士 （建築塗装・鋼構塗装）	1級		17	188、189	1	
	2級		18	288、289		
路面標示施工技能士			19	167		
	1級		20	177		

A氏

A氏、B氏共に2級建築施工管理技士（仕上げ）を取得しているが、上位資格に計上しているため、2級建築施工管理技士（仕上げ）の欄には記入しない。

B氏

# 例 2

申請工種：一般塗装工事、一般土木工事、建築一式工事

A氏：1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士

B氏：2級建築施工管理技士（仕上げ）、1級塗装技能士（建築塗装）

資格の名称	級	種別	コード	技術者コード	人数	
					うち解体	
技術士			01			
土木施工管理技士	1級		02	113	1	A氏
	2級	土 木	03	214		
		鋼構造物塗装	04	215		
建設機械施工管理技士	1級		05	111		
	2級	第1種～第6種	06	212		
建築士	1級		07	137		
	2級		08	238		
建築施工管理技士	1級		09	120	1	A氏
	2級	建 築	10	221		
		駆 体	11	222		
		仕 上 げ	12	223		
1級電気工事施工管理技士 電気主任技術者			13	127、258		
2級電気工事施工管理技士 電気工事士（1種・2種）			14	228、155、256		
管工事施工管理技士	1級		15	129		
	2級		16	230		
塗装技能士 （建築塗装・鋼構塗装）	1級		17	188、189	1	B氏
	2級		18	288、289		
路面標示施工技能士			19	167		
	1級		20	177		

一般塗装工事のほか、一般土木工事と建築一式工事も申請しているため、どちらの欄にも記入が必要。

# 舗装工事を申請する場合

手引 p.107

取得している資格	記入する資格
舗装施工管理技術者が ・ 1級土木施工管理技士 ・ 2級           〃           (土木) ・ 1級建設機械施工管理技士 ・ 2級           〃 のいずれも <b>保有していない場合</b>	・ 1級舗装施工管理技術者の数 →コード22の欄 ・ 2級舗装施工管理技術者の数 →コード23の欄 にそれぞれ記入する

# 例

申請工種：舗装工事のみ

A氏：2級土木施工管理技士（土木）、1級舗装施工管理技術者

B氏：1級舗装施工管理技術者

	資格の名称	級	種別	コード	技術者コード	人数		
							うち解体	
有資格者	技術士			01				
	土木施工管理技士	1級			02	113		
		2級	土 木		03	214		
	鋼構造物塗装			04	215			
	建設機械施工管理技士	1級			05	111		
		2級	第1種～第6種		06	212		
	建築士	1級			07	137		
		2級			08	238		
	建築施工管理技士	1級			09	120		
		2級	建 築		10	221		
			躯体		11	222		
			仕 上 げ		12	223		
	1級電気工事施工管理技士 電気主任技術者				13	127、258		
		2級電気工事施工管理技士 電気工事士（1種・2種）			14	228、155、256		
	管工事施工管理技士	1級			15	129		
		2級			16	230		
	塗装技能士 （建築塗装・鋼構塗装）	1級			17	188、189		
		2級			18	288、289		
	路面標示施工技能士				19	167		
	造園施工管理技士	1級			20	133		
		2級			21	234		
	舗装施工管理技術者	1級	土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複しない技術職員		22	13H		
		2級	土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複する技術職員		23	23H		
		1級	土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複する技術職員		24	13H		
2級		土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複する技術職員		25	23H			

# 舗装工事を申請する場合

手引 p.107

取得している資格	記入する資格
舗装施工管理技術者が ・ 1級土木施工管理技士 ・ 2級 // (土木) ・ 1級建設機械施工管理技士 ・ 2級 // のいずれも保有していない場合	・ 1級舗装施工管理技術者の数 →コード22の欄 ・ 2級舗装施工管理技術者の数 →コード23の欄 にそれぞれ記入する

# 例

申請工種：舗装工事のみ

A氏：2級土木施工管理技士（土木）、1級舗装施工管理技術者

B氏：1級舗装施工管理技術者

資格の名称	級	種別	コード	技術者コード	人数	
						うち解体
技術士			01			
土木施工管理技士	1級		02	113		
	2級	土木	03	214	1	
		鋼構造物塗装	04	215		
建設機械施工管理技士	1級		05	111		
	2級	第1種～第6種	06	212		
建築士	1級		07	137		
	2級		08	238		
建築施工管理技士	1級		09	120		
	2級	建築	10	221		
		躯体	11	222		
		仕上	12	223		
1級電気工事施工管理技士 （電気主任技術者）			13	127、258		
2級電気工事施工管理技士 （電気工事士（1種・2種））			14	228、155、256		
管工事施工管理技士	1級		15	129		
	2級		16	230		
塗装技能士 （建築塗装・鋼構塗装）	1級		17	188、189		
	2級		18	288、289		
路面標示施工技能士	1級		19	167		
	2級		20	133		
造園施工管理技士	1級		21	234		
	2級		22	13H	1	
舗装施工管理技術者	1級	土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複しない技術職員	23	23H		
	2級		24	13H	1	
	1級	土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複する技術職員	25	23H		
	2級		26	113		

A氏

B氏

A氏

土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複して保有しているか否かで記入欄が変わる。

# 解体工事を申請する場合

手引 p.107

取得している資格	記入する資格
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 解体工事施工技士が1級土木施工管理技士等を保有していない場合</li><li>・ 解体工事施工技士が1級土木施工管理技士等を保有しているが、登録解体工事講習の修了者等でないため、解体工事の技術者として認められない場合</li></ul>	解体工事施工技士の数をコード27の欄に記入する

# 例

申請工種：一般土木工事、建築一式工事、解体工事

A氏：1級建築施工管理技士（H15年合格、解体実務経験・講習なし）、解体工事施工技士

B氏：1級土木施工管理技士（R2年合格）、1級建築施工管理技士（R4年合格）、解体工事施工技士

資格の名称	級	種別	コード	技術者コード	人数	
						うち解体
技 術 士			01			
土 木 施 工 管 理 技 士	1級		02	113	1	
	2級	土 木	03	214		
		鋼構造物塗装	04	215		
建設機械施工管理技士	1級		05	111		
	2級	第1種～第6種	06	212		
建 築 士	1級		07	137		
	2級		08	238		
建 築 施 工 管 理 技 士	1級		09	120	2	
	2級	建 築	10	221		
		駆 体	11	222		
		仕 上 げ	12	223		
1級電気工事施工管理技士			13	127、258		
2級電気工事施工管理技士			14	228、155、256		
管 工 事 施 工 管 理 技 士	1級		15	129		
	2級		16	230		
塗 装 技 能 士 (建築塗装・鋼構塗装)	1級		17	188、189		
	2級		18	288、289		
路面標示施工技能士			19	167		
造 園 施 工 管 理 技 士	1級		20	133		
	2級		21	234		
舗 装 施 工 管 理 技 術 者	1級	土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複しない技術職員	22	13H		
	2級		23	23H		
	1級	土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複する技術職員	24	13H		
	2級		25	23H		
のり面施工管理技術者			26	117		
解 体 工 事 施 工 技 士		重複しない技術職員	27	060		
		重複する技術職員	28			

B氏

A氏、B氏

# 例

申請工種：一般土木工事、建築一式工事、解体工事

A氏：1級建築施工管理技士（H15年合格、解体実務経験・講習なし）、解体工事施工技士

B氏：1級土木施工管理技士（R2年合格）、1級建築施工管理技士（R4年合格）、解体工事施工技士

資格の名称	級	種別	コード	技術者コード	人数	
						うち解体
技術士			01			
土木施工管理技士	1級		02	113	1	1
	2級	土 木	03	214		
		鋼構造物塗装	04	215		
建設機械施工管理技士	1級		05	111		
	2級	第1種～第6種	06	212		
建築士	1級		07	137		
	2級		08	238		
建築施工管理技士	1級		09	120	2	
	2級	建 築	10	221		
		駆 体	11	222		
		仕 上 げ	12	223		
1級電気工事施工管理技士			13	127, 258		
2級電気工事施工管理技士			14	228, 155, 256		
管工事施工管理技士	1級		15	129		
	2級		16	230		
塗装技能士 (建築塗装・鋼構塗装)	1級		17	188, 189		
	2級		18	288, 289		
路面標示施工技能士			19	167		
造園施工管理技士	1級		20	133		
	2級		21	234		
舗装施工管理技術者	1級	土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複しない技術職員	22	13H		
	2級		23	23H		
	1級	土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複する技術職員	24	13H		
	2級		25	23H		
のり面施工管理技術者			26	117		
解体工事施工技士		重複しない技術職員	27	060	1	
		重複する技術職員	28		1	

B氏

B氏

A氏、B氏

B氏は1級建築施工管理技士でも解体工事の技術者として認められるが、1級土木施工管理技士の「うち解体」人数に含まれているので、こちらには記入しない。

A氏

B氏

解体工事の技術者として認められる他の資格を保有しているか否かで記入欄が変わる。

# 例 解体工事を申請しない場合

申請工種：一般土木工事、建築一式工事

A氏：1級建築施工管理技士（H15年合格、解体実務経験・講習なし）、解体工事施工技士

B氏：1級土木施工管理技士（R2年合格）、1級建築施工管理技士（R4年合格）、解体工事施工技士

資格の名称	級	種別	コード	人数	
					うち解体
技術士			01		
土木施工管理技士	1級		02	113	1
	2級	土木	03	214	
		鋼構造物塗装	04	215	
建設機械施工管理技士	1級		05	111	
	2級	第1種～第6種	06	212	
建築士	1級		07	137	
	2級		08	238	
建築施工管理技士	1級		09	120	2
	2級	建築	10	221	
		躯体	11	222	
		仕上げ	12	223	
1級電気工事施工管理技士			13	127、258	
2級電気工事施工管理技士			14	228、155、256	
管工事施工管理技士	1級		15	129	
	2級		16	230	
塗装技能士 (建築塗装・鋼構塗装)	1級		17	188、189	
	2級		18	288、289	
路面標示施工技能士			19	167	
造園施工管理技士	1級		20	133	
	2級		21	234	
舗装施工管理技術者	1級	土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複しない技術職員	22	13H	
	2級		23	23H	
	1級	土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複する技術職員	24	13H	
	2級		25	23H	
のり面施工管理技術者			26	117	
解体工事施工技士		重複しない技術職員	27	060	
		重複する技術職員	28		

B氏は解体工事の技術者として認められるが、解体工事の格付申請をしていないため、「うち解体」の人数は**記入不要**。

A氏、B氏

A氏、B氏共に解体工事施工技士の資格を持っているが、解体工事の格付申請をしていないため、**記入不要**。

令和9・10年度適用秋田県建設工事入札参加資格審査について

## 2. 申請書類作成のポイント

- (1) 申請書について
- (2) 技術職員名簿について
- (3) 入札参加資格審査申請書【別表】について

## (2) 技術職員名簿について

手引 p.107、114

- ・ 50音順に作成
- ・ 申請しない工種に係る資格コードは記入しない（加点对象外）

(令和9・10年度定期年入札参加資格審査申請用)

### 技術職員名簿

許可番号 : 05-001

商号又は名称 : 秋田県庁

(解体を申請する場合のみ)  
解体工事の技術者として認められる者は○を記入。

	氏名	フリガナ	生年月日	住所(市町村)	解体 講習等	資格区分コード
1	秋田 一郎	アキタ イチロウ	S17.1.1	秋田市	○	1 1 3
2	大館 次郎	オオダテ ジロウ	S19.11.15	秋田市	○	1 1 3 0 6 0
3	雄勝 六子	オカチ ムツコ	S60.5.1	横手市		2 1 4 0 6 0
4	潟上 三郎	カガミ サブロウ	S25.3.8	潟上市		2 1 4 1 3 H
5	鹿角 四郎	カヅノ シロウ	S27.6.23	秋田市		1 1 3
6	平鹿 五郎	ヒラカ ゴロウ	H2.3.1	横手市		0 6 0
7	北秋 七子	ホクシュウ ナナコ	S32.12.11	秋田市		2 1 2 1 1 7
8	湯沢 八郎	ユザワ ハチロウ	S60.9.25	秋田市		1 1 1
9	由利 九郎	ユリ クロウ	S55.4.1	由利		
10	横手 十郎	ヨコテ ジュウロウ	S55.4.2	秋		
11						

- ・ のり面施工管理技術者 (1 1 7)
  - ・ 1級舗装施工管理技術者 (1 3 H)
  - ・ 2級舗装施工管理技術者 (2 3 H)
- は格付のみ記載する必要があるため、忘れずに記入！

# 同一工種の資格を複数有している技術職員がいる場合

手引 p.108

①経営事項審査上の配点が低い資格又は配点がない資格が技術者保有条件となっている場合

→経営事項審査上の配点が最も高い資格コードと、  
技術者保有条件となっている資格コードの両方を記入

②経営事項審査上の配点と同じ資格が技術者保有条件となっている場合

→技術者保有条件となっている資格コードのみを記入

③経営事項審査上の配点が高い資格が技術者保有条件となっている場合

→経営事項審査上の配点が最も高い資格コードのみを記入

令和9・10年度適用秋田県建設工事入札参加資格審査について

## 2. 申請書類作成のポイント

- (1) 申請書について
- (2) 技術職員名簿について
- (3) 入札参加資格審査申請書【別表】について

### (3) 入札参加資格審査申請書【別表】について

手引 p.109~111

#### <対象となる発注者別評価事項>

- ・賃金水準に関する加点
- ・若年者等雇用に関する加点 ※令和8年11月1日より前に面談審査した者

#### <申請方法>

電子申請

#### <受付期間>

令和8年11月2日（月）から令和9年1月29日（金）まで



事後確認が必要な申請者への通知は行いません。  
加点を希望される方は忘れずに申請してください。

令和9・10年度適用秋田県建設工事入札参加資格審査について

## 3.次期定期年審査（令和11・12年度適用）における格付要件の改定について

### 3.次期定期年審査（令和11・12年度適用）における格付要件の改定について

秋田県発注工事の発注標準額見直し（令和8年2月施行）に伴い、一般土木工事、建築一式工事及び舗装工事で設けている施工実績にかかる「最高元請負額」の引き上げを予定しています。

具体的な額につきましては、令和8年9月頃にお知らせします。